# 平成 27 年度 第 2 回 市民参加推進会議会議録

開催日時 平成 27 年 5 月 29 日 (金) 午後 3 時 00 分から午後 5 時 10 分まで

開催場所 市役所 4 階 会議室 2

出 席 者 池川悟会長、市川温子副会長、坂野喜隆委員、手塚崇子委員、林章委員、

谷本滋宣委員、徳本悟委員、三浦永司委員、田中卓也委員

事務局 市民活動支援課 川上課長、松岡主査補、五十畑主事

傍聴者 0名

議 題 市民参加条例においてこれから求められるパブリックコメントについて

平成26年度市民参加の実施状況に対する総合的評価について

資料 評価シート集計表

評価シート付表集計表

#### [会議趣旨]

● 事務局からパブリックコメントの指針に関する顛末を説明した上で、委員から市民参加 条例においてこれから求められるパブリックコメントについて意見を伺った。

● 事業 7「白井市歯科口腔保健の推進に関する条例策定事業」から事業 12「白井市第 5 次 総合計画策定事業」の 6 事業について、総合的評価を実施した。

## [会議内容]

## 1. 開会

#### 2. 会長あいさつ

# [会長]

- 前回会議が長引いてしまった点を踏まえ、今回の会議は5時15分までに会議を終えられるよう、事前に事務局と打ち合わせを行った。可能であれば5時までには終えたい。
- 最初に前回時間をとってしまったパブリックコメントについての提案を事務局から 30 分程度でしていただく。

#### [事務局]

- 平成27年度の市民参加推進会議では、答申に関する審議を充実させるため、全16事業 についての評価を終えた後、答申について詰めていくための会議を2回ほど持ちたい。
- また、一通り総合的評価を終えた後に答申をまとめるにあたり、より広い視点で提言ができるよう、坂野委員より市民参加条例に関するお話しをいただきたいと考えている。

## 3. 議題

# 議題1 市民参加条例においてこれから求められるパブリックコメントについて

事務局からパブリックコメントの指針に関する顛末を説明した上で、委員から市民参加 条例においてこれから求められるパブリックコメントについて意見を伺った。

### [事務局説明]

- 現在、パブリックコメントの実施に当たり、いくつか問題点を抱えている。
- パブリックコメントに対する職員の意識や実施の中身等に差異が見られる。
- 市民参加条例では、事業ごとに、適切な市民参加の方法を選択して実施することとして おり、必ずしもパブリックコメントを実施しなければいけないとは規定していない。
- 行政手続法の意見公募手続きをしっかりすること、行政運営の透明性の向上が求められている。こういった問題点の対応策として指針を策定すると想定しており、5月26日の政策会議において、この提案をしたところである。
- その中で、条例の対象事業の全てを市民参加のパブリックコメントの対象として実施することは難しいのではないか。今は市民参加条例の考え方に沿ってしっかりと行っていくことを職員に周知していくことに注力した方がよいとの指摘があった。
- パブリックコメントの実施対象を指針で広げるよりも、条例の見直しでしっかりとその 対象事業を位置づけるという形の方が本来の条例の意味を考えると適切ではないのか との指摘があった。
- ついては、上記のような提案をしたところではあるが、現段階では指針は作らず、市民活動支援課として条例の見直し、その中でパブリックコメントの対象についても明確に位置づけをしていくこととし、今回は皆様から望ましいパブリックコメントについての意見をいただき、条例の改正を待たずに実施できる部分については職員研修等で徹底を図り、条例を超える内容については見直しに反映していきたいと考えている。

### [委員の主な意見]

- 行政手続法と条例にギャップがあり、手続法の範囲でカバーしたいということか。
- → 行政手続法が見直しになったことから、パブリックコメントの対象範囲を行政手続法 に合わせて広げることを指針の中で示そうと考えていた。だが、指針は条例の下に位 置付けられていることから、条例の範囲を超えて指針によりパブリックコメントの対 象範囲を位置付けるのは合わないのではないかとの指摘があった。現在考えている条 例改正の議論の中で、パブリックコメントの対象範囲も含め、あらゆる面から検証し た上で、条例改正をした方がいいのではないかとの指摘があった。
- ◆ 条例の中に何を盛り込もうかという具体的な提案というのは事務局にあるのか。
- → 事務局としては市民参加条例6条の対象事業は、全てパブリックコメントを実施しなければいけない事業として位置付けることを考えている。
- 市民参加がなぜ求められるのかを考えると、行政の主役である市民の意見を反映させる ことにあると思う。その市民の意見がどこまでそれぞれの政策に反映されるかと考える と、パブリックコメントだけが特別重要だとは思わない。
- 「参加なくして義務なし」と言うが、そのことを原点に考えたときに、どういう市民参加が大切になるのかということが鍵になってくると思う。パブリックコメントだけではなく、もう少し広く市民参加を考えて議論した方がよい。
- 市民参加条例第6条第5項には「市民の公共の用に供される大規模な施設」との記述がある。身近な問題で言うと、学校給食の共同調理場の建て替えの問題がある。これは、15年間の運営費を含めると68億円という大きな額になるが、公共の用に供される施設ではないということを理由にパブリックコメントなどを実施されなかった。

- 1万5千名程の市民から署名が集まったことから考えても、市民にとって非常に関心の 高い問題であったにもかかわらず、パブリックコメントの実施対象から外れてしまう。
- 運用する行政の判断でパブリックコメントの範囲が狭まってしまうという事もあるため、総合的に考えられたらよいと思う。
- 市民も行政もそうだが、義務であるか権利であるかを考えた方がよい。選挙に関しても、 義務と考えると足が重いが、権利と考えると足が軽くなる。パブリックコメントも同様 に、職員が義務と捉えるのではなく、市民から意見を聞く機会と捉えることで、おのず と意見が出てくるのではないか。
- パブリックコメントを実施しても集まる意見の数が少なく、担当の方々も意欲がわかないかもしれない。手続きや条例といったことではなく、パブリックコメントそのものに対してもっと意見が集まるような手段が足りない気がする。
- 一部の事業では意見が多く集まるが、集まった意見が0件や1件といった事業が多い。
- 審議会の委員になろうと手をあげても採用されないことが往々にしてある。そのため、 パブリックコメントなど意見を言える場があることはありがたい。
- 職員の側からすると、集まる意見が少ないことや意見を求めるために事業概要をまとめるための手間などを考えると報われていない部分もあると思う。
- パブリックコメントを求めることは反対ではないが、意見が出てこないようであればや めてしまえばいいという意見もでてくるのではないか。
- パブリックコメント自体の意味が分かっていない市民もいると思うので、その部分も含め、意見を求めるための工夫が必要である。
- 広報しろいにパブリックコメントの募集記事が掲載された時でも、紙面からでは何について意見を聞きたいのかが伝わってこない場合が多い。何を知りたい、何を聞きたいと思っているのかを分かりやすく示すことが必要ではないか。
- また、市民参加実施状況の総合的評価についても、何を聞きたいと思ったのか、何を意図して実施したのかといった点について気になることがある。担当課の職員に事業の詳細や調票では読み取れない部分について直接お話しを聞く機会があれば良いと思う。
- 形式的か実質的かというポイントがあると思う。1993 年に行政手続法ができた当時は、 行政指導等の手続きを定めたものがなく、画期的だと思われていた。また、それでは不 十分ということで、2005 年頃からパブリックコメント条例という手続きの条例が横須 賀市等で制定され始めたが、それが果たして実質的なのかというのが今問われている。
- 形式的にでもやっているから開かれていると言えるのか。では、実質的にはどうしていけばいいのかということは、皆さんで議論をしていかなければいけない。形式的にはよいが実質的にはどうか、ということをもう少し詰めていく必要が出てきている時代ではないか思う。そうしてこそ、参加のまちしろいだと思う。
- 何を聞きたいのか、どういう部分について意見を引き出したいのかということを明確に せず、ただ意見公募をしても応募がほとんどないのは理解できる。
- 条例を改正するなら、どういった事業が市民の意見を聞く事業なのかをしっかりと決めていただきたい。歯科口腔といった難しい内容は、ある程度専門家で詰めた後、どういう部分について意見を求めるかを明確にした上で意見を聞いてほしい。
- パブリックコメントを実施している事業でも、情熱や積極的な姿勢が感じられず、総合 的評価の点数を底上げするために実施しているのではないかと思えることがある。

● 条例を改正し、中身を濃くしていくという両面で攻めて行かない限りは形骸的になって しまうので、その部分のバランスを取りながら進めて行ってほしい。

議題2 平成26年度市民参加の実施状況に対する総合的評価について

事業 7「白井市歯科口腔保健の推進に関する条例策定事業」から事業 12「白井市第 5 次総合計画策定事業」の 6 事業について、総合的評価を実施した。

# 7. 白井市歯科口腔保健の推進に関する条例策定事業

### [委員の主な意見]

- 健康づくり審議会の意見を聴くことを、ひとつの参加手法としてしまってよいのか。
- 市民参加を行ってはいるが、議会や適切な所で策定をしておらず、市民参加を実施した というアリバイ作りに感じる。
- 結果の公表が、市ホームページのみであった。図書館、情報公開コーナーでも結果公表 をすべきである。
- パブリックコメントで意見を求めたが、内容が専門的であるため、事業所等に対して直接メール配信などにより意見を求めるといったことも必要かもしれない。
- 歯科口腔保健という難しい内容なので、専門家の協力を得なければならないと思う。
- 白井市でも、小中学校で歯科口腔、白い歯運動などを実施していると思うが、そういった運動で全国表彰を受けたといった有名な小中学校はあるのか。
- → 歯の健康については郡レベルでの表彰はあるが、全国ではない。

## 8. 白井市新型インフルエンザ等対策行動計画改定事業

#### [委員の主な意見]

- 事業 7. 「白井市歯科口腔保健の推進に関する条例策定事業」と同様。
- 健康づくり推進協議会の1回の会議の中で、歯科口腔保健の推進に関する条例と新型インフルエンザ等対策行動計画の2つの事項について意見聴取を行うのは無理がある。

#### 9. 市役所庁舎整備事業

#### [委員の主な意見]

- 審議会、意見交換会、パブリックコメント、住民説明会と実施されており、市民参加要件が十分に整っている。
- 非常に丁寧かつ充実した市民参加の取り組みがなされている一方で、検討から完成まで、計画通りで8年間という長すぎる検討期間が気になる。
- ◆ 公募委員、特に女性の公募委員は1名であり、少なく感じる。
- 審議会の開催時間等も、朝から夕方まで適官行われており、評価できる。
- 進捗段階に応じ、2回のパブリックコメントを実施しており、よい。
- 意見交換会の開催が1回であったが、もう少し回数がほしかった。
- ホームページに情報を掲載していることから、情報技術を使いこなせる者と使いこなせないものの間に生じる格差であるデジタル・ディバイドの問題が残るため、今後は全庁でルールを定め、取り組んでほしい。

### 10. 第2次しろい健康プラン策定事業

## [委員の主な意見]

- 平成 26 年度の段階では、審議会とアンケート調査の 2 つの手法のみだが、今年度以降 に合計 4 つの市民参加手法を計画しているのは評価できる。
- 会議の回数が2回であり、会議と会議の間隔も4ヵ月半と空きすぎている。これだけ間が空いてしまうと前回からの積み上げがなくなってしまい、実質的な議論ができるか疑問である。また、会議時間が短く、会議内容が報告のみに留まってしまうのではないか。
- 市民の関心が高い事業にもかかわらず、公募委員が1名しかおらず、少なすぎる。
- 会議録の公開が市ホームページのみであり少ない。他の場所での公開が必要。
- アンケートの事前周知を行っていなかったが、事前周知は必要である。
- アンケートの対象者を無作為抽出法により選出しており、評価できる。また、その回収率も54.0%あり、区内の30%代と比較すると非常に高い。
- ただし、「参加」の意義を考えると、そのような方法によりアンケートを行っている事 を市民に対して公開するべきであった。
- アンケートの対象者の選択基準が不明であった。また、アンケートのテーマとして食育があるということだが、食育は小中学校だけでなく幼稚園でも実施しているので、小学5年生、中学1年生だけでなく、幼稚園でも実施した方が良かったのではないか。
- アンケートの対象として、住民基本台帳から無作為に抽出した 20 歳以上の男女 2200 人を設定しているが、若者からの回答はあったのか。
- → 詳細は分からないが、大多数の企画策定に関わる住民基本調査では、50~70 代からの 回収率が圧倒的に高く、40 代、30 代、20 代と年代が下がるに従って回収率が低くなっ ている傾向があるため、これも同様の傾向を示していると推測できる。
- 若い世代の意見が少なくなるだろうことは実施前から予想できる。今の時世は、メール 等で若者の声を聞くことはできるので、若者の意見を摂取できるよう、やり方の工夫を した方がよい。

## 11. 男女共同参画推進事業

#### [委員の主な意見]

- 男女共同参画は日本における重要課題の一つとされているので、白井市においても、役所・企業ともに本気で取り組むことを期待する。
- 平成 26 年度の段階では、審議会とアンケート調査の 2 つの手法のみだが、今年度パブリックコメント及びワークショップを計画しており、評価できる。
- 審議会の委員が任期切れのため入れ替わっているが、公募委員が前期6名、後期4名と 多く、評価できる。ただし、後期は市民公募枠が6あったものの4名からしか応募がな く、市民の関心度の低さが残念であった。
- 審議会の開催回数が少なく、実質的な会議がなされているのかは疑問である。
- 審議会の会議録の公開は、市ホームページでも行うべきであった。
- アンケートの事前周知が広報しろいのみであったが、複数の手段による周知が必要。
- アンケートの結果を情報公開コーナーで行っていない。公表については、情報公開コーナーでの公表を義務付ける必要がある。

## 12. 白井市第 5 次総合計画策定事業

## [委員の主な意見]

- 実施した市民参加の各手法において、参加している市民が多い。市民にとって関心の高いテーマであるが、内容が分からなければ参加できないため、市民の気を引きつける広報ができているということであり、担当者のスキルの高さが伺える。
- 市民参加の手法が5種類実施されており、パブリックコメント、アンケート、ワークショップについては各2回(種)と充実した取り組みが予定されている事は評価できる。
- 審議会における公募委員のバランス、委員の出席率ともに良い。
- 審議会における公募委員はもう少し増やしても良かったのではないか。
- 会議録の公開が市ホームページのみであり少ない。他の場所での公開が必要。情報公開 コーナーや図書館でも公開すべきであった。
- パブリックコメント、ワークショップの事前周知を非常に多くの箇所で実施しており、 市民の目に触れるよう準備している事が伺える。
- 児童生徒のアンケート結果の公表まで、アンケート実施から4カ月経っており、遅い。
- 総合計画は市の最上位の計画であるため、他の事業や計画よりもさらに厳しい基準で審査すべきである。
- ・ 市議会の議事録を見ていたところ、第5次総合計画を策定する必要があるのかといった 内容の議論があったが、これにはどういった背景があるのか。
- → 以前は、総合計画については、総合計画の基本部分である「基本構想」について議会 の議決を経て定めることが義務付けされていたが、国の地域主権改革の下、平成23年 5月2日に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、基本構想の法的な策定義 務がなくなった。また、それにより策定及び議会の議決を経るかどうかは市の独自の 判断に委ねられることとなったことが背景にある。

### [その他の意見]

- ホームページは自分の関心のあることでしか開かないと思う。そのため、ホームページ に掲載すること自体は良いが、ホームページに掲載すればよいという考えは良くない。
- 昨年度の答申を出す際に、点数よりもコメントが重要であるように感じたため、コメントを大切にしたい。思いの丈があればコメントにした方が職員に読んでもらえる。
- 現在の総合的評価では、何を行ったか、または行わなかったかといった外形的な評価しかできず、中身に踏み込めない。今後どの様な基準で審査を行うかは課題だと感じる。
- 更在の評価方法では、調票のみを判断材料としているため、形式的な評価しかできない。事業の中身を知り、実質的な評価をするために、担当課の職員に話を聴く機会が欲しい。
- 現在の評価基準では、各手法の評価については中身が伴っていなくても形式だけ満たしていれば有る程度点数が取れてしまうため、選択した市民参加の手法、意見の取り扱い・公開方法、取り組み・積極性の部分が、委員としての評価のつけどころだと思う。
- 現在の評価方法は、客観的に評価できてよいが、形式的な評価となっている。せっかく 市民参加をするのであれば、形式的だけでなく実質的にも市民に開かれたものでなけれ ばならないはずである。

- 形式ではなく、中身をより充実させて欲しいということを担当課に気づいてもらうためにも、担当者から直接実際の内容について伺うことで、委員が調票からしか読み取れず誤解している部分も解消でき、お互いに理解しあうことができるのではないか。
- 評価の質を上げる手法としては、2通り考えられる。1つは現在行っている形式的な評価の質を上げるため、調票の項目を増やすことがある。ただし、委員及び事務局の負担が増加してしまう。
- 審査の方法を実質的な部分に踏み込むような形式にし、形式的な評価のウェートを下 げ、実際にヒアリング等をしながらその場で評価するという外部評価的な方法もある。
- もしくはシステマチックに、もっと調表の項目を増やし、実質的な評価をするという手 法もあるが、こちらは相当作業量が多くなるため、公募委員の方々の負担が大きくなる。
- そういった実質的な部分に踏み込み、点数化を簡単にした、ヒアリングによるその場の 印象を含めた評価ですと、市の職員の説明責任やプレゼンテーション能力が非常に問わ れてくる。ある意味では事業仕分けと全く同じような感覚になるが、そういうもので真 剣に勝負すれば職員の方の真剣さも変わってくると思う。
- この審査を何のために行っているのかを考えると、行政統制の手法として参加をチェックしているのか、あるいは形式的に評価を行っているのかという問題がある。私としては行政統制として審査を行っており、市の職員がそれを感じていかに開かれた行政を行ってくれるかという狙いがある。そういったことを考えながら評価を変えていかなければならない時期に差し掛かっていると思う。

# 4. 閉会 池川会長

- 第3回会議の日程は6月19日を予定しているが、用事があるため、日程の調整を行わせていただくか、欠席させていただきたい。
- → 都合について承知した。会議の日程調整ができないため、欠席について承知した。
- 次回会議は、総合評価の残り4事業についての評価及び全16事業の振り返りを行う。 また、今年度の答申にあたり、より広い視点で提言ができるよう、坂野委員より市民参加条例に関するお話しをいただく予定となります。